業務規程等の一部改正のお知らせ

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた第3次でんさいネットシステムの仕様追加に係る機能改善に伴い、2023年1月10日から、株式会社全銀電子債権ネットワークの業務規程および業務規程細則が次のとおり一部改正されますので、お知らせいたします。

1. 業務規程等の改正点

- (1)債務者から双方請求する場合の取扱い(業務規程第26条関係)
 - ・債務者請求方式における発生記録および譲渡記録の記録請求の制限期間の短縮について規定する。
- (2)発生記録の請求の方法等(業務規程細則第17条関係)
 - ・発生記録の請求の方法について、債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮について規 定する。
- (3)譲渡記録の請求の方法等(業務規程細則第19条関係)
 - ・譲渡記録の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。
- (4)保証記録の請求の方法等(業務規程細則第27条関係)
 - ・保証記録(譲渡保証記録)の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。
- (5) 分割記録の請求の方法等(業務規程細則第29条関係)
 - ・分割記録の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。
- (6)分割記録(業務規程第36条関係)
 - ・請求をすることができない分割記録について、分割記録の表現を明確にする。
- (7)発生記録の請求の方法等(業務規程細則第17条関係)
 - ・債権金額下限の引下げについて規定する。
- (8)分割記録の請求の方法等(業務規程細則第29条関係)
 - ・債権金額引下げおよびそれに伴う分割可能回数の上限の設定を規程する。
- (9) 支払不能情報(業務規程細則第45条関係)
 - ・他の条文との平仄を一部合わせる。

2. 業務規程および業務規程細則の改正箇所について

各新旧対照表をご確認ください。

- 業務規程新旧対照表
- 業務規程細則新旧対照表

以 上

